

別表第1(A) 基準空気比 (I I-2 2-1 (2) ①イ. 及びI I-2 2-2 (1) ①イ. 関係)

(1) ボイラーに関する基準空気比

区 分		負 荷 率 (単位：%)	基 準 空 気 比				
			固 体 燃 料		液 体 燃 料	気 体 燃 料	高 炉 ガ ス そ の 他 の 副 生 ガ ス
			固 定 床	流 動 床			
電 気 事 業 用 (注1)		75~100	—	—	1.05~1.2	1.05~1.1	1.2
一 般 用 ボ イ ラ ー (注2)	蒸発量が毎時30トン以上のも	50~100	1.3~1.45	1.2~1.45	1.1~1.25	1.1~1.2	1.2~1.3
	蒸発量が毎時10トン以上30トン未満のもの	50~100	1.3~1.45	1.2~1.45	1.15~1.3	1.15~1.3	—
	蒸発量が毎時5トン以上10トン未満のもの	50~100	—	—	1.2~1.3	1.2~1.3	—
	蒸発量が毎時5トン未満のもの	50~100	—	—	1.2~1.3	1.2~1.3	—
小 型 貫 流 ボ イ ラ ー (注3)		100	—	—	1.3~1.45	1.25~1.4	—

(注) 1 「電気事業用」とは、電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項17号に規定する電気事業者をいう。以下同じ。)が、発電のために設置するものをいう。

2 「一般用ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第1条第3号に規定するボイラーのうち、同施行令第1条第4号に規定する小型ボイラーを除いたものをいう。

3 「小型貫流ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第1条第4号ホに規定する小型ボイラーのうち、大気汚染防止法施行令別表第1(第2条関係)第1項に規定するボイラーに該当するものをいう。

(備考)

1 この表に掲げる基準空気比の値は、定期検査後、安定した状態で、一定の負荷で燃焼を行うとき、ボイラーの出口において測定される空気比について定めたものである。

2 負荷率は、発電のために設置されたものにあつてはタービン負荷率、その他のものにあつてはボイラー負荷率とする。

3 空気比の算定は次式により行い、結果は基準空気比の値の有効桁数が小数第1位までの場合にあつては小数第2位を、小数第2位までの場合にあつては小数第3位をそれぞれ四捨五入して求めるものとする。

$$\text{空気比} = 21 / (21 - \text{排ガス中の酸素濃度 (パーセント)})$$

4 固体燃料の固定床ボイラーのうち微粉炭焚きのものに係る基準空気比の値は、電気事業用にあつては1.15~1.3、その他(蒸発量が毎時30トン以上のもの及び10トン以上30トン未満のものに限る。)にあつては1.2~1.3とする。

5 複数の種類の燃料の混焼を行うボイラーについては、当該燃料のうち混焼率(発熱量ベースの混焼率をいう。以下同じ。)の高い燃料に係る基準空気比の値を適用する。

6 この表に掲げる基準空気比の値は、次に掲げるボイラーの空気比については適用しない。

- (1) 設置後燃料転換のための改造を行ったもの
- (2) 木屑、木皮、スラッジその他の産業廃棄物と燃料との混焼を行うもの
- (3) 黒液の燃焼を行うもの
- (4) 廃タイヤの燃焼を行うもの
- (5) 発熱量が3,800キロジュール毎ノルマル立方メートル以下の副生ガスを専焼させるもの
- (6) 有毒ガスを処理するためのもの
- (7) 廃熱を利用するもの

(8) 水以外の熱媒体を使用するもの

(9) 定期検査時その他定常操業を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

(2) 工業炉に関する基準空気比 (I I-2 2-2 (1) ①イ. 関係)

区 分	基 準 空 気 比				
	炉 の 形 式 等				
	気体燃料		液体燃料		備 考
	連続式	間欠式	連続式	間欠式	
金属鑄造用溶解炉	1.25	1.35	1.30	1.40	
連続鋼片加熱炉	1.20	—	1.25	—	
連続鋼片加熱炉 以外の金属加熱炉	1.25	1.35	1.25	1.35	
金属熱処理炉	1.20	1.25	1.25	1.30	
石油加熱炉	1.20	—	1.25	—	
熱分解炉及び改質炉	1.20	—	1.25	—	
セメント焼成炉	1.30	—	1.30	—	微粉炭専焼の場合は液体燃料の値
石灰焼成炉	1.30	1.35	1.30	1.35	微粉炭専焼の場合は液体燃料の値
乾燥炉	1.25	1.45	1.30	1.50	ただし、バーナー燃焼部のみ

(備考)

- 1 この表に掲げる基準空気比の値は、点検・修理後、定格付近の負荷で燃焼を行うとき、炉の排気出口において測定される空気比について定めたものである。
- 2 高炉ガスその他の副生ガスを燃焼する工業炉の空気比については液体燃料の値とする。
- 3 この表に掲げる基準空気比の値は、次に掲げる工業炉の空気比については適用しない。
 - (1) 固体燃料を使用するもの（微粉炭を専焼させるものを除く。）
 - (2) 定格容量（バーナーの燃料の燃焼性能）が毎時（原油換算）20リットル未満のもの
 - (3) 酸化又は還元のための特定の雰囲気を必要とするもの
 - (4) ヒートパターン維持又は炉内温度の均一化のために希釈空気を必要とするもの
 - (5) 発熱量が3,800キロジュール毎ノルマル立方メートル以下の副生ガスを燃焼させるもの
 - (6) 定期検査時その他定常操業を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの
 - (7) 高温で変質する材料を使用した工業炉で、冷却希釈用空気を必要とするもの
 - (8) 可燃性廃棄物を燃焼させるもの

別表第1(B) 目標空気比(Ⅱ 1 1-1(3)①及びⅡ 1 1-2(1)①関係)
 (1) ボイラーに関する目標空気比

区 分		負 荷 率 (単位：%)	目 標 空 気 比				
			固 体 燃 料		液体燃料	気体燃料	高炉ガスそ 他の副生 ガス
			固定床	流動床			
電 気 事 業 用(注1)		75~100	—	—	1.05~1.1	1.05~1.1	1.15~1.2
一 般 用 ボ イ ラー (注2)	蒸発量が毎時 30トン以上のもの	50~100	1.2~1.3	1.2~1.25	1.05~1.15	1.05~1.15	1.2~1.3
	蒸発量が毎時 10トン以上30トン未 満のもの	50~100	1.2~1.3	1.2~1.25	1.15~1.25	1.15~1.25	—
	蒸発量が毎時 5トン以上10トン 未満のもの	50~100	—	—	1.15~1.3	1.15~1.25	—
	蒸発量が毎時 5トン未満のもの	50~100	—	—	1.15~1.3	1.15~1.25	—
小型貫流ボイラー(注3)		100	—	—	1.25~1.4	1.2~1.35	—

- (注) 1 「電気事業用」とは、電気事業者が、発電のために設置するものをいう。
 2 「一般用ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第1条第3号に規定するボイラーのうち、同施行令第1条第4号に規定する小型ボイラーを除いたものをいう。
 3 「小型貫流ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第1条第4号ホに規定する小型ボイラーのうち、大気汚染防止法施行令別表第1(第2条関係)第1項に規定するボイラーに該当するものをいう。

(備考)

- この表に掲げる目標空気比の値は、定期検査後、安定した状態で、一定の負荷で燃焼を行うとき、ボイラーの出口において測定される空気比について定めたものである。
- 負荷率及び空気比の算定については、別表第1(A)(1)備考2及び3による。
- 固体燃料の固定床ボイラーのうち微粉炭焚きのものに係る目標空気比の値は、電気事業用にあつては1.15~1.25、その他(蒸発量が毎時30トン以上のもの及び10トン以上30トン未満のものに限る。)にあつては1.2~1.25とする。
- 黒液の燃焼を行うボイラーに係る目標空気比の値は、負荷率50~100パーセントにおいて1.2~1.3とする。
- 複数の種類の燃料の混焼を行うボイラーについては、当該燃料のうち混焼率(発熱量ベースの混焼率をいう。以下同じ。)の高い燃料に係る目標空気比の値を適用する。
- この表に掲げる目標空気比の値は、次に掲げるボイラーの空気比については適用しない。ただし、可能なものについては、同表に準じて空気比の管理を行うよう検討するものとする。
 - 設置後燃料転換のための改造を行ったもの
 - 木屑、木皮、スラッジその他の産業廃棄物と燃料との混焼を行うもの
 - 廃タイヤの燃焼を行うもの
 - 発熱量が3,800キロジュール毎ノルマル立方メートル以下の副生ガスを燃焼させるもの
 - 有毒ガスを処理するためのもの
 - 廃熱を利用するもの
 - 定期検査時その他定常操業を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

(2) 工業炉に関する目標空気比 (II 1 1-2 (1) ①関係)

区 分	目 標 空 気 比				
	炉 の 形 式 等				
	気体燃料		液体燃料		備 考
	連続式	間欠式	連続式	間欠式	
金属鑄造用溶解炉	1.05~1.20	1.05~1.25	1.05~1.25	1.05~1.30	
連続鋼片加熱炉	1.05~1.15	—	1.05~1.20	—	
連続鋼片加熱炉 以外の金属加熱炉	1.05~1.20	1.05~1.30	1.05~1.20	1.05~1.30	
金属熱処理炉	1.05~1.15	1.05~1.25	1.05~1.20	1.05~1.30	
石油加熱炉	1.05~1.20	—	1.05~1.25	—	
熱分解炉及び 改質炉	1.05~1.20	—	1.05~1.25	—	
セメント焼成炉	1.05~1.25	—	1.05~1.25	—	微粉炭専焼の場合は液体燃料の値
石灰焼成炉	1.05~1.25	1.05~1.35	1.05~1.25	1.05~1.35	微粉炭専焼の場合は液体燃料の値
乾燥炉	1.05~1.25	1.05~1.45	1.05~1.30	1.05~1.50	ただし、バーナー燃焼部のみ

(備考)

- 1 この表に掲げる目標空気比の値は、点検・修理後、定格付近の負荷で燃焼を行うとき、炉の排気出口において測定される空気比について定めたものである。
- 2 高炉ガスその他の副生ガスを燃焼する工業炉の空気比については液体燃料の値とする。
- 3 この表に掲げる目標空気比の値は、次に掲げる工業炉の空気比については適用しない。ただし、可能なものについては、同表に準じて空気比の管理を行うよう検討するものとする。
 - (1) 定格容量（バーナーの燃料の燃焼性能）が毎時（原油換算）20リットル未満のもの
 - (2) 酸化又は還元のための特定の雰囲気が必要とするもの
 - (3) ヒートパターン維持又は炉内温度の均一化のために希釈空気が必要とするもの
 - (4) 発熱量が3,800キロジュール毎ノルマル立方メートル以下の副生ガスを燃焼させるもの
 - (5) 定期検査時その他定常操作を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの
 - (6) 高温で変質する材料を使用した工業炉で、冷却希釈用空気が必要とするもの

別表第2(A) 基準廃ガス温度及び基準廃熱回収率 (I I-2 2-1 (2) ④ア. 及び I I-2 2-2 (3) ①イ. 関係)

(1) ボイラーに関する基準廃ガス温度

区 分		基準廃ガス温度 (単位: °C)				
		固体燃料		液体燃料	気体燃料	
		固定床	流動床		高炉ガス その他の 副生ガス	
電 気 事 業 用 (注1)		—	—	145	110	200
一 般 用 ボ イ ラー (注2)	蒸発量が毎時30トン以上のもの	200	200	200	170	200
	蒸発量が毎時10トン以上30トン未満のもの	250	200	200	170	—
	蒸発量が毎時5トン以上10トン未満のもの	—	—	220	200	—
	蒸発量が毎時5トン未満のもの	—	—	250	220	—
小型貫流ボイラー (注3)		—	—	250	220	—

- (注) 1 「電気事業用」とは、電気事業者が、発電のために設置するものをいう。
 2 「一般用ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第1条第3号に規定するボイラーのうち、同施行令第1条第4号に規定する小型ボイラーを除いたものをいう。
 3 「小型貫流ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第1条第4号ホに規定する小型ボイラーのうち、大気汚染防止法施行令別表第1 (第2条関係) 第1項に規定するボイラーに該当するものをいう。

(備考)

- この表に掲げる基準廃ガス温度の値は、定期検査後、ボイラー通風装置入口空気温度20°Cの下で、負荷率(発電のために設置されたものにあつてはタービンの負荷率、その他のものにあつてはボイラー負荷率)100パーセントで燃焼をおこなうとき、ボイラーの出口(廃熱を回収利用する設備が設置されている場合又は環境対策のための排煙処理装置が設置されている場合にあつては、当該設備の出口)において測定される廃ガスの温度について定めたものである。
- 固体燃料の固定床ボイラーのうち微粉炭焚きのものに係る基準廃ガス温度の値は、電気事業用にあつては150°C、その他(蒸発量が毎時30トン以上のもの及び10トン以上30トン未満のものに限る。)にあつては200°Cとする。
- この表に掲げる基準廃ガス温度の値は、次に掲げるボイラーの廃ガス温度については適用しない。
 - 設置後燃料転換のための改造を行ったもの
 - 木屑、木皮、スラッジその他の産業廃棄物と燃料との混焼を行うもの
 - 黒液の燃焼を行うもの
 - 有毒ガスを処理するためのもの
 - 廃熱又は余熱を利用するもの
 - 水以外の熱媒体を使用するもの
 - 定期検査時その他定常操作を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

(2) 工業炉に関する基準廃熱回収率 (I I-2 2-2 (3) ①イ. 関係)

排ガス温度 (単位：℃) (注1)	容量区分 (注2)	基準廃熱回収率 (単位：%)
500 未満	A・B	25
500 以上 600 未満	A・B	25
600 以上 700 未満	A	35
	B	30
	C	25
700 以上 800 未満	A	35
	B	30
	C	25
800 以上 900 未満	A	40
	B	30
	C	25
900 以上 1,000 未満	A	45
	B	35
	C	30
1,000 以上	A	45
	B	35
	C	30

(注) 1 「排ガス温度」は、炉室から排出される排ガスの炉出口又はレキュペレータ入口における温度をいう。

2 工業炉の容量区分は次のとおりとする。

- A 定格容量が毎時84,000メガジュール以上のもの
- B 定格容量が毎時21,000メガジュール以上84,000メガジュール未満のもの
- C 定格容量が毎時840メガジュール以上21,000メガジュール未満のもの

(備考)

- 1 この表に掲げる基準廃熱回収率の値は、定格付近の負荷で燃焼を行うとき、炉室から排出される排ガスの顕熱量に対する回収熱量の比率について定めたものである。
- 2 この表に掲げる基準廃熱回収率の値は、次に掲げる工業炉の廃熱回収率については適用しない。
 - (1) 定格容量が毎時840メガジュール未満のもの
 - (2) 酸化又は還元のための特定の雰囲気が必要とするもの
 - (3) 発熱量が3,800キロジュール毎ノルマル立方メートル以下の副生ガスを燃焼させるもの
 - (4) 定期検査時その他定常操作を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

別表第2(B) 目標廃ガス温度及び目標廃熱回収率(Ⅱ 1 1-1(3)②及びⅡ 1 1-2(2)②関係)

(1) ボイラーに関する目標廃ガス温度

区 分		目標廃ガス温度 (単位:℃)				
		固 体 燃 料		液体燃料	気 体 燃 料	
		固定床	流動床		高炉ガス その他の 副生ガス	
電 気 事 業 用 (注1)		—	—	135	110	190
一 般 用 ボ イ ラー (注2)	蒸発量が毎時30トン以上のもの	180	170	160	140	190
	蒸発量が毎時10トン以上30トン未満のもの	180	170	160	140	—
	蒸発量が毎時5トン以上10トン未満のもの	—	300	180	160	—
	蒸発量が毎時5トン未満のもの	—	320	200	180	—
小型貫流ボイラー (注3)		—	—	200	180	—

- (注) 1 「電気事業用」とは、電気事業者が、発電のために設置するものをいう。
 2 「一般用ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第1条第3号に規定するボイラーのうち、同施行令第1条第4号に規定する小型ボイラーを除いたものをいう。
 3 「小型貫流ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第1条第4号ホに規定する小型ボイラーのうち、大気汚染防止法施行令別表第1(第2条関係)第1項に規定するボイラーに該当するものをいう。

(備考)

- この表に掲げる目標廃ガス温度の値は、定期検査後、ボイラー通風装置入口空気温度20℃の下で、負荷率(発電のために設置されたものにあつてはタービンの負荷率、その他のものにあつてはボイラー負荷率)100パーセントで燃焼を行なうとき、ボイラーの出口(廃熱を回収利用する設備が設置されている場合又は環境対策のための排煙処理装置が設置されている場合にあつては、当該設備の出口)において測定される廃ガスの温度について定めたものである。
- 固体燃料の固定床ボイラーのうち微粉炭焚きのものに係る目標廃ガス温度の値は、電気事業用にあつては140℃、その他(蒸発量が毎時30トン以上のもの及び10トン以上30トン未満のものに限る。)にあつては160℃とする。
- 黒液の燃焼を行うボイラーに係る目標廃ガス温度の値は、180℃とする。
- 複数の種類の燃料の混焼を行うボイラーについては、当該燃料のうち混焼率の高い燃料に係る目標廃ガス温度の値を適用する。
- この表に掲げる目標廃ガス温度の値は、次に掲げるボイラーの廃ガス温度については適用しない。
 - 木屑、木皮、スラッジその他の産業廃棄物と燃料との混焼を行うもの
 - 有毒ガスを処理するためのもの
 - 廃熱又は余熱を利用するもの
 - 定期検査時その他定常操作を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

(2) 工業炉に関する目標廃熱回収率 (Ⅱ 1 1-2 (2) ②関係)

排ガス温度 (単位:℃) (注1)	容量区分 (注2)	目標廃熱回収率 (単位:%)	(参考)	
			廃ガス温度 (単位:℃)	予熱空気温度 (単位:℃)
500 未満	A・B	35	275	190
500 以上 600 未満	A・B	35	335	230
600 以上 700 未満	A	40	365	305
	B	35	400	270
	C	30	435	230
700 以上 800 未満	A	40	420	350
	B	35	460	310
	C	30	505	265
800 以上 900 未満	A	45	435	440
	B	40	480	395
	C	35	525	345
900 以上 1,000 未満	A	55	385	595
	B	45	485	490
	C	40	535	440
1,000 以上	A	55	—	—
	B	45	—	—
	C	40	—	—

(注) 1 「排ガス温度」は、炉室から排出される排ガスの炉出口又はレキュペレータ入口における温度をいう。

2 工業炉の容量区分は次のとおりとする。

A 定格容量が毎時84,000メガジュール以上のもの

B 定格容量が毎時21,000メガジュール以上84,000メガジュール未満のもの

C 定格容量が毎時840メガジュール以上21,000メガジュール未満のもの

(備考)

1 この表に掲げる目標廃熱回収率の値は、定格付近の負荷で燃焼を行うとき、炉室から排出される排ガスの顕熱量に対する回収熱量の比率について定めたものである。

2 この表に掲げる目標廃熱回収率の値は、次に掲げる工業炉の廃熱回収率については適用しない。ただし、可能なものについては、同表に準じて廃熱回収率を高めるよう検討するものとする。

(1) 定格容量が840メガジュール未満のもの

(2) 酸化又は還元のための特定の雰囲気が必要とするもの

(3) 発熱量が3,800キロジュール毎ノルマル立方メートル以下の副生ガスを燃焼させるもの

(4) 定期検査時その他定常操作を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

3 参考として掲げる廃ガス温度及び予熱空気温度の値は、目標廃熱回収率の廃熱回収を行った場合の廃ガス温度及び当該回収廃熱によって空気予熱を行った場合の予熱空気温度を次の条件の下で算出した値である。

(1) 炉の出口から空気予熱用の熱交換器までの放散熱損失等による温度低下60℃

(2) 熱交換器からの放散熱5パーセント

(3) 燃料は液体燃料(重油相当)

(4) 外気温度20℃

(5) 空気比1.2

別表第2の2 基準発電効率 (I I-2 2-2 (4-1) ④イ. 関係)

発電方式	基準発電効率 (単位：%)
石炭による火力発電	42.0
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	50.5
石油その他の燃料による火力発電	39.0

(備考)

- 1 この表に掲げる基準発電効率の値は、定格時の高位発熱量基準による発電端効率について定めたものである。
- 2 この表に掲げる基準発電効率の値は、離島（電気事業法第2条第1項第8号イに規定する離島をいう。別表第5において同じ。）に設置するものについては適用しない。
- 3 この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件を全て満たす、設備容量が20万kW未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については適用しない。
 - (1) 発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分15%以上の出力変化が可能であること。
 - (2) 定格時の高位発熱量基準による発電端効率が44.5%以上であること。

別表第3 (A) 基準炉壁外面温度 (I I-2 2-2 (5-1) ①イ. 関係)

炉内温度 (単位: °C)	基準炉壁外面温度 (単位: °C)		
	天井	側壁	外気に接する底面
1,300°C 以上	140	120	180
1,100°C 以上 1,300°C未満	125	110	145
900°C 以上 1,100°C未満	110	95	120
900°C 未満	90	80	100

(備考)

- 1 この表に掲げる基準炉壁外面温度の値は、外気温度20°Cの下での定常操業時における炉の外壁面（特異な部分を除く。）の平均温度について定めたものである。
- 2 この表に掲げる基準炉壁外面温度の値は、次に掲げる工業炉の炉壁外面温度については適用しない。
 - (1) 定格容量（バーナーの燃料の燃焼性能）が毎時（原油換算）20リットル未満のもの
 - (2) 強制的に冷却するもの
 - (3) ロータリーキルン
 - (4) 開発、研究又は試作の用に供するもの

別表第3 (B) 目標炉壁外面温度 (II 1 1-2 (2) ⑭関係)

炉内温度 (単位: °C)	目標炉壁外面温度 (単位: °C)		
	天井	側壁	外気に接する底面
1,300°C 以上	120	110	160
1,100°C 以上 1,300°C未満	110	100	135
900°C 以上 1,100°C未満	100	90	110
900°C 未満	80	70	90

(備考)

- 1 この表に掲げる目標炉壁外面温度の値は、外気温度20°Cの下での定常操業時における炉の外壁面（特異な部分を除く。）の平均温度について定めたものである。
- 2 この表に掲げる目標炉壁外面温度の値は、次に掲げる工業炉の炉壁外面温度については適用しない。ただし、可能なものについては、同表に準じて炉壁の断熱性を向上させるよう検討すること。
 - (1) 定格容量（バーナーの燃料の燃焼性能）が毎時（原油換算）20リットル未満のもの
 - (2) 強制的に冷却するもの
 - (3) ロータリーキルン
 - (4) 開発、研究又は試作の用に供するもの

別表第4 力率を向上すべき設備（Ⅰ Ⅰ-2 2-2（5-2）①ウ.、Ⅱ 1 1-1（9）②及びⅡ 1 1-2（5）④関係）

設 備 名	容量（単位：kW）
かご形誘導電動機	75
巻線形誘導電動機	100
誘導炉	50
真空溶解炉	50
誘導加熱装置	50
アーク炉	—
フラッシュバット溶接機（携帯型のものを除く）	10
アーク溶接機（携帯型のものを除く）	10
整流器	10,000

（備考） 防爆形等安全性の面から適用が難しい設備を除く。

別表第5 ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1 A	高炉による製鉄業（高炉により銑鉄を製造し、製品を製造する事業）	高炉による鉄鋼業におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値	0.531k1/t 以下
1 B	電炉による普通鋼製造業（電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業（高炉による製鉄業を除く））	①と②の合計量 ① 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値 ② 鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する過程におけるエネルギー使用量を圧延量にて除した値	0.143k1/t 以下
1 C	電炉による特殊鋼製造業（電気炉により粗鋼を製造し、特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品）を製造する事業（高炉による製鉄業を除く））	①と②の合計量 ① 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値 ② 鋼片から特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品）を製造する過程におけるエネルギー使用量を出荷量（販売量）にて除した値	0.36k1/t 以下
2	電力供給業（電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項の電気を発電する事業の用に供する火力発電設備を設置して発電を行う事業）	当該事業を行っている工場の火力発電設備（離島に設置するものを除く。）における①から③の合計量（火力発電効率A指標） ① 石炭による火力発電（以下この表において「石炭火力発電」という。）の効率を石炭火力発電の効率の目標値（41.00%）で除した値と、火力発電量のうち石炭火力発電量の比率との積 ② 可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電（以下この表において「ガス火力発電」という。）の効率をガス火力発電の効率の目標値（48.00%）で除した値と、火力発電量のうちガス火力発電量の比率との積 ③ 石油その他の燃料による火力発電（以下この表において「石油等火力発電」という。）の効率を石油等火力発電の効率の目標値（39.00%）で除した値と、火力発電量のうち石油等火力発電量の比率との積 当該事業を行っている工場の火力発電設備（離島に設置するものを除く。）における①から③の合計量（火力発電効率B指標） ① 石炭火力発電の効率と火力発電量のうち石炭火	火力発電効率A指標においては1.00以上 火力発電効率B指標においては44.3%以上

		<p>力発電量の比率との積</p> <p>② ガス火力発電の効率と火力発電量のうちガス火力発電量の比率との積</p> <p>③ 石油等火力発電の効率と火力発電量のうち石油等火力発電量の比率との積</p>	
3	セメント製造業（ポルトランドセメント（JIS R 5210）、高炉セメント（JIS R 5211）、シリカセメント（JIS R 5212）、フライアッシュセメント（JIS R 5213）を製造する事業）	<p>①から④の合計量</p> <p>① 原料工程におけるエネルギー使用量を原料部生産量にて除した値</p> <p>② 焼成工程におけるエネルギー使用量を焼成部生産量にて除した値</p> <p>③ 仕上げ工程におけるエネルギー使用量を仕上げ部生産量にて除した値</p> <p>④ 出荷工程等におけるエネルギー使用量を出荷量にて除した値</p>	3739MJ/ t 以下
4 A	洋紙製造業（主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙（印刷用紙（塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く）、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙）を製造する事業（雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く））	洋紙製造工程におけるエネルギー使用量を洋紙生産量にて除した値	6626MJ/t 以下
4 B	板紙製造業（主として木材パルプ、古紙その他の繊維から板紙（段ボール原紙（ライナー及び中しん紙）及び紙器用板紙（白板紙、黄板紙、色板紙及びチップボールを含む））を製造する事業（建材原紙、電気絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業を除く））	板紙製造工程におけるエネルギー使用量を板紙生産量にて除した値	4944MJ/t 以下
5	石油精製業（石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第5項に定める石油精製業）	石油精製工程におけるエネルギー使用量を、当該工程に含まれる装置ごとの通油量に当該装置ごとの世界平均等を踏まえて適切であると認められる係数を乗じた値の総和として得られる標準エネルギー使用量	0.876 以下

		にて除した値	
6 A	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）	エチレン等製造設備におけるエネルギー使用量をエチレン等の生産量（エチレンの生産量、プロピレンの生産量、ブタン-ブテン留分中のブタジエンの含有量及び分解ガソリン中のベンゼンの含有量の和）にて除した値	11.9 GJ/t 以下
6 B	ソーダ工業	①と②の合計量 ① 電解工程におけるエネルギー使用量を電解槽払出カセイソーダ重量にて除した値 ② 濃縮工程における蒸気使用熱量を液体カセイソーダ重量にて除した値	3.22 GJ/t 以下
7	コンビニエンスストア業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストアを営業する事業）	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	845kWh/百万円以下
8	ホテル業（旅館業法においてホテル営業を行うものとして許可を受けているもののうち、15平方メートル以上のシングルルームと22平方メートル以上のツインルーム（ダブルルーム等2人室以上の客室を含む）の合計が客室総数の半数以上であり、朝食、昼食及び夕食を提供できる食堂を有するホテルを営業する事業）	当該事業を行っているホテルにおけるエネルギー使用量（単位 ギガジュール）を①から⑦の合計量（単位 ギガジュール）にて除した値を、ホテルごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ① 宿泊・共用部門の面積（単位 平方メートル）に2.238を乗じた値 ② 食堂・宴会場の面積（単位 平方メートル）に6.060を乗じた値 ③ 屋内駐車場の面積（単位 平方メートル）に0.831を乗じた値 ④ 収容人数（単位 人）に-48.241を乗じた値 ⑤ 従業員数（単位 人）に32.745を乗じた値 ⑥ 年間の宿泊客数（単位 人）に0.152を乗じた値 ⑦ 年間の飲食・宴会利用客数（単位 人）に0.030を乗じた値	0.723 以下
9	百貨店業（商業統計で掲げる業態分類表における百貨店を営業する事業）	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量（単位 キロリットル）を①と②の合計量（単位 キロリットル）にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ① 延床面積（単位 平方メートル）に0.0531を乗じた値	0.792 以下

		② 売上高（単位 百万円）に 0.0256 を乗じた値	
10	食料品スーパー業（商業統計で掲げる業態分類表における食料品スーパーを営業する事業）	<p>当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量（単位 ギガジュール）を①から③の合計量（単位 ギガジュール）にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値</p> <p>① 延床面積（単位 平方メートル）に 2.543 を乗じた値</p> <p>② 年間営業時間（単位 時間）に 0.684 を乗じた値</p> <p>③ 店舗に設置されている冷蔵用又は冷凍用のショーケースの外形寸法の幅の合計（単位 尺）に 5.133 を乗じた値</p>	0.799 以下
11	<p>ショッピングセンター業（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類 6911 に定める貸事務所業のうち貸事務所業又は貸店舗業に該当し、かつ次の①から③を満たす施設を営業する事業）</p> <p>① 小売業の店舗面積が 1,500 平方メートル以上であり、主たる貸店舗を除く 10 店舗以上の貸店舗を有する</p> <p>② 主たる貸店舗の面積が施設全体の 8 割を超える場合は、その他の小売業の店舗面積が 1,500 平方メートル未満である</p> <p>③ 共用部の大部分が屋外にある施設及び地下街に該当しない</p>	<p>当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量（単位 キロリットル）を延床面積（単位 平方メートル）にて除した値を、施設ごとのエネルギー使用量により加重平均した値</p>	0.0305k1/m ² 以下
12	貸事務所業（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統	ビルのエネルギーを試算して省エネルギー対策適用時の削減効果を比較評価するツールによって算出される、当該事業を行っている事業所におけるエネルギ	16.3%以下

<p>計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類6911 に定める貸事務所業のうち貸店舗業及び貸倉庫業を除く事業)</p>	<p>一の削減余地（単位 パーセント）を、事業所ごとのエネルギー使用量により加重平均した値</p>	
---	---	--